

# 教えて！ ドクター Q&A

(株)宣通 (052)979-1600 広告

**Q** 禁煙を検討しているのですが、どのような場合だと保険適用で禁煙治療が受けられるのでしょうか。また、どのような治療をするのでしょうか。

**A** どの医療機関でも禁煙治療ができる訳ではなく、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た保健医療機関のみが保険適用の禁煙治療ができます。

受診する前に問い合わせてください。保険適用で禁煙治療を受けるためには、次の条件の全てに該当することが必要です。①ニコチン依存症に係るスクリーニングテストで5点以上。②35歳以上の者について、1日の喫煙本数×喫煙年数(ブリンクマン指数)が200以上(35歳未満ではブリンクマン指数が200未満

でも治療が受けられます。③直ちに禁煙することを希望して、治療を受けることを文書により同意している。④初めて治療を受ける・もしくは前回の禁煙外来初回より1年以上経過している。以上の4つの条件です。

治療に用いる薬剤として、外用薬と内服薬とがあります。最近ではほとんどの例で内服薬のチャンピックスが使用されています。12週間で5回通院のプログラムとなります。3割負担の患者様になります。自己負担額は2万円程度になります。12週間のタバコ代(1日20本毎日)より安いです。喫煙は肺癌、慢性閉塞性肺疾患の原因となります。さらに心血管疾患、認知症などの危険因子でありますので是非、禁煙を成功させて下さい。



名古屋大学大学院医学研究科修了。医学博士。米国ニューヨーク市Francis Delafield Hospital, Harlem Hospital Center外科レジデント。ミネソタ州Mayo Clinic胸部心臓血管外科留学。金沢医科大学心臓血管外科講師、名古屋大学胸部外科助手、名古屋第一赤十字病院胸部外科部長。1997年4月より現職。

院長 早瀬 修平  
(はやせ希望クリニック)